# 兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第11号外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規    則	ページ
○ 統計調査条例施行規則(統計課)	7
○ 青少年愛護条例施行規則及び兵庫県青少年愛護審議会規則の一部を改正する規則(男女青少 年課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
<ul><li>○ 職員の勤務時間に関する規則(人事課) ····································</li></ul>	19
○ 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(大学課)	20
○ 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則(生活衛生課)	20
○ 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則(薬務課)	21
○ 兵庫県立児童福祉施設管理規則及び兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を	
改正する等の規則(福祉法人課)	22
○ 老人福祉規則の一部を改正する規則(同)	23
○ 財務規則の一部を改正する規則(会計課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
訓令	
○ 職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
監査委員訓令	
○ 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	25
○ 兵庫県監査委員事務局職員の勤務時間に関する規程	26

# 公布された法令のあらまし

# ●統計調査条例施行規則 (規則第28号)

統計調査条例(以下「条例」という。)の全部改正により、県が行う統計調査(以下「県統計調査」という。)の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めるものとすることに伴い、条例の施行に関して必要な事項を次のとおり定めることとした。

- 1 趣旨
  - この規則は、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 用語
  - この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるものとする。
- 3 県基幹統計調査であること等の明示

知事は、県基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査が県基幹統計調査に 該当する旨並びに当該調査について報告義務及び立入検査等の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適 用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならないものとする。

- 4 統計調查員証
  - (1) 知事は、統計調査員に対し、その身分を示す統計調査員証を交付するものとする。
  - ② 統計調査員は、県基幹統計調査に関する事務に従事するときは、統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならないものとする。
- 5 立入検査をする職員の身分証明書
  - 立入検査をする職員の身分の証明書の様式を定めるものとする。
- 6 調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等
  - (1) 調査票情報の提供を受けることができる者は、統計法に規定する独立行政法人等及び統計法施行規則に規定する調査票情報の提供を受けることができる者とするものとする。
  - (2) 調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。
    - ア 行政機関、他の地方公共団体又は(1)の者(イにおいて「公的機関」という。)が、これらの者以外の

者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

- イ その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ウ 知事の政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると知事が認める統計の作成等その他特別な事由 があると知事が認める統計の作成等
- 7 委託による統計の作成等を行うことができる場合
  - (1) 委託による統計の作成等を行うことができる学術研究の発展に資すると認める場合とは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合とするものとする。
    - ア 統計成果物(委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。以下同じ。)を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
    - イ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
  - (2) (1)のほか、委託による統計の作成等を行うことができる場合は、高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合とするものとする。
    - ア 統計成果物を学校教育法に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目 的とすること。
    - イ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。
- 8 委託による統計の作成等に係る手続等
  - (1) 知事に統計の作成等を委託しようとする者(以下「委託申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「委託申出書」という。)に、知事が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、知事に提出することにより、委託の申出をするものとする。
    - ア 委託申出者(委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「法人等」 という。)であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所
    - イ 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
    - ウ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
    - エ 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
    - オ 委託に係る統計の作成等の内容
    - カ 統計成果物の利用目的
    - キ アからカまでに掲げるもののほか、7(1)又は(2)の要件に該当することを確認するために必要な事項
  - ② 委託申出者は、(1)の申出を行うときは、知事に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
    - ア 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者 (委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び委託申出者の代理人の氏名、生年月 日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外 国人登録証明書、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規 定により交付された書類であって、これらの者が本人であることを確認するに足りるもの(以下「運転 免許証等」という。)
    - イ 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに 代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登 録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類 (以下「登記事項証明書等」という。)
    - ウ 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
  - (3) 知事は、(1)により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができるものとする。
  - (4) 知事は、(1)による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当であると認めるときは、委託申出者に対し、その旨及び当該申出に係る統計の作成等に要する手数料の額その他当該申出に係る統計の作成等に関する事項を通知するものとする。
  - (5) (4)の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、その旨を記載した委託依頼書に知事が当該統計の作成等に係る契約を締結するために必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならないものとする。

- (6) (5)の委託依頼書を提出した委託申出者は、知事が指定する納付期限までに手数料を納付しなければならないものとする。
- (7) 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する報告書を知事に提出しなければならないものとする。
- (8) 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を(1)カの利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないものとする。ただし、知事の同意を得たときは、この限りでないものとする。
- (9) 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表しなければならないものとする。
- 9 統計成果物を利用した実績の公表
  - 知事は、8(7)により提出された報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により 公表することができるものとする。
- 10 匿名データの提供をすることができる場合
  - (1) 匿名データの提供をすることができる学術研究に資すると認める場合とは、次に掲げる要件のすべてに 該当する場合とするものとする。
    - ア 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
    - イ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
  - (2) (1)のほか、匿名データの提供をすることができる場合は、高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合とするものとする。
    - ア 匿名データを学校教育法に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
    - イ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。
- 11 匿名データの提供に係る手続等
  - (1) 知事に匿名データの提供を依頼しようとする者(以下「提供依頼申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供依頼申出書」という。)に、知事が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、知事に提出することにより、提供の依頼の申出をするものとする。
    - ア 提供依頼申出者(提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日 及び住所
    - イ 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
    - ウ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
    - エ 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
    - オ 匿名データの使用場所及び管理方法
    - カ 匿名データの利用目的
    - キ アから力までに掲げるもののほか、10(1)又は(2)の要件に該当することを確認するために必要な事項 その他知事が必要と認める事項
  - (2) 提供依頼申出者は、(1)の申出を行うときは、知事に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
    - ア 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料(以下「提供依頼申出書等」という。)に記載されている提供依頼申出者(提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び提供依頼申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等
    - イ 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書等 ウ 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
  - (3) 知事は、(1)により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができるものとする。
  - (4) 知事は、(1)による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当であると認めるときは、提供依頼申出者に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。
    - ア 当該申出に係る匿名データの提供に要する手数料の額

- イ 次に掲げる当該申出に応じるための条件
  - (7) 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
  - (イ) 匿名データを適正に管理するために必要な措置を講じることその他知事が定める匿名データの取扱いに関する事項を遵守すること。
  - (\*) (ア) 又は(4) に掲げるもののほか、当該匿名データの提供に関する事項
- (5) (4)による通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、その旨を記載した匿名データ提供依頼書に(4)イに掲げる条件を遵守する旨記載した誓約書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- (6) (5)の匿名データ提供依頼書を提出した提供依頼申出者は、知事が指定する納付期限までに手数料を納付しなければならないものとする。
- (7) 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究又は教育が終了 したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の匿名データを利用した実績に関 する報告書を知事に提出しなければならないものとする。
- (8) 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表しなければならないものとする。
- 12 匿名データを利用した実績の公表

知事は、11(7)により提出された報告書書面の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができるものとする。

13 手数料の額

委託申出者又は提供申出者が納付すべき手数料の額を定めるものとする。

●青少年愛護条例施行規則及び兵庫県青少年愛護審議会規則の一部を改正する規則(規則第29号)

青少年愛護条例(以下「条例」という。)の一部改正により、インターネット上の有害情報から青少年を保護するための保護者及び事業者の義務を新たに定めるほか、出会い喫茶等営業に対する届出制等の規制を創設することに伴い、関係規則について次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 青少年愛護条例施行規則の一部改正
  - (1) 出会い喫茶等営業の届出

ア 出会い喫茶等営業の開始の届出は、出会い喫茶等営業開始届により行わなければならないものとする。 イ アの届出書には届出をしようとする者の住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し、 法人にあっては登記事項証明書)を添付しなければならないものとする。

- ウ アの届出書により知事に届け出なければならない事項は、条例で定める事項のほか、次に掲げる事項 とする。
  - (7) 広告又は宣伝の方法
  - (4) 青少年を業務に従事させることの有無
  - (物) 出会い喫茶等営業所の責任者の氏名及び住所
  - (1) 営業開始年月日
  - (#) 従業者数
- エ 出会い喫茶等営業を廃止したときの届出は出会い喫茶等営業廃止届により、届け出た事項を変更しようとするときの届出は出会い喫茶等営業開始届出事項変更届により行わなければならないものとする。
- オ イは、届出をした者の氏名又は住所の変更に係るエの届出を行う場合について準用するものとする。
- ② 出会い喫茶等営業所における掲示

出会い喫茶等営業者が出会い喫茶等営業所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に掲示する青少年の立 入りを禁ずる旨の掲示の様式を定める。

(3) 出会い喫茶等営業所の従業者名簿

出会い喫茶等営業所の従業者名簿に記載すべき事項は、条例で定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

ア 性別

- イ 従業者となり、又は従業者でなくなった年月日
- ウ 従事し、又は従事していた業務の内容
- (4) 端末設備を公衆の利用に供する事業者が講ずべき措置の方法

青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することができないようにするために端末設備を公衆の利

用に供する事業者が講ずべき措置の方法は、次のとおりとする。

- ア 端末設備の利用者の年齢を確認すること。ただし、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより、すべての端末設備について、有害情報の閲覧を制限する措置を講ずる場合は、この限りでないものとする。
- イ 青少年の利用に供する端末設備には、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用 することにより有害情報の閲覧を制限する措置を講ずること。
- ウ 端末設備を公衆の利用に供する営業又は事業の場所ごとに責任者を置くこと。
- (5) フィルタリング・サービスを利用しない正当な理由
  - アフィルタリング・サービスを利用しない正当な理由は、次に掲げる理由とする。
    - (7) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
    - (d) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
    - (f) 保護者が、電気通信事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする 役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにす ること。
    - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、知事が告示により指定する理由
  - イ 知事は、ア(エ)による指定をするときは、青少年愛護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならないものとする。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでないものとする。
  - ウ 知事は、イただし書により審議会の意見を聴かないでイの指定をしたときは、次の審議会に報告しな ければならないものとする。
- (6) フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出書 保護者がフィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をするための書面の様式を定める。
- (7) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が説明すべき事項
  - ア 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が契約の際に青少年又はその保護者に説明すべき事項は、次に掲げる事項とする。
    - (7) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報に接する機会が生ずること。
    - (4) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していること。
    - (\*) 当該電気通信事業者が提供するフィルタリング・サービスの内容
    - (エ) 保護者がフィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をする場合には、正当な理由が必要であること。
  - イ 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、ア(ア)及び(イ)に掲げる 事項に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- (8) 規定の整備

その他規定の整備を行うものとする。

- 2 兵庫県青少年愛護審議会規則の一部改正
  - 兵庫県青少年愛護審議会が知事の諮問に応じて調査審議する事項として、次に掲げる事項を追加する。
  - (1) 出会い喫茶等営業者に対する営業の停止又は廃止の命令に関すること。
  - ② 端末設備を公衆の利用に供する事業者が講ずべき措置を定める規則の制定に関すること。
  - ③ 端末設備を公衆の利用に供する事業者に対する必要な措置を講ずべき旨の勧告に関すること。
  - (4) 保護者がフィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができる正当な理由を定める規則の制定に関すること。
  - (5) 保護者のフィルタリング・サービスを利用しない旨の申出に係る書面の提出方法を定める規則の制定に関すること。
  - (6) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が、青少年又はその保護者に説明すべき事項を定める規則の制定に関すること。
  - (7) 1(5)ア(エ)による正当な理由の指定に関すること。
  - (8) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対する必要な措置を講ずべき旨の勧告に

関すること。

# ●職員の勤務時間に関する規則(規則第30号)

知事の事務部局(労働委員会の事務部局を含む。)に常時勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の勤務時間に関して次のとおり定めることとした。

#### 1 趣旨

この規則は、職員の勤務時間に関して定めるものとする。

### 2 勤務時間

- (1) 職員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分まで又は午前9時から午後5時45分までとする。
- (2) 午後0時から午後1時までは、休憩時間とする。
- 3 勤務時間に関する特例

公務その他特別の理由があるときは、2にかかわらず、知事の承認を受けて所属長が勤務時間に関して別に定めることができることとする。

#### ●兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第31号)

- 1 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立大学の大学院に緑環境景観マネジメント研究科を設置することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫県立大学環境人間学部の教員組織の改編を行うことに伴い、学部に部門を設置することとした。
- 3 兵庫県立大学における学士課程教育の改善等を図る改革をより積極的に推進するため、新たに当該改革に関する調査及び研究並びに企画業務を担当する教育開発センターを設置することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 4 兵庫県立大学環境人間学部に、管理栄養士を養成するための食環境栄養課程を設置することに伴い、入学 定員等について所要の整備を行うこととした。

#### ◉旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則(規則第32号)

- 1 景観の形成等に関する条例の一部改正に伴い、ホテル営業等の施設の外壁、屋根等の外観の形状について、 当該施設の設置場所の周辺における環境に調和し、善良な風俗を害することがないよう、営業の許可の申請 に係る添付書類として、同条例に基づく特定建築物等景観基準に適合していることを証する書類を追加する 等所要の整備を行うこととした。
- 2 寝具の大型化を踏まえ、寝室の床面積の基準の算定に用いる寝具の幅員を見直すこととした。
- 3 旅館業法施行規則の一部改正に伴い、旅館業営業許可申請書の記入事項及び添付書類について所要の整備 を行うこととした。

# ●麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則(規則第33号)

- 1 麻薬及び向精神薬取締法等の規定に基づく知事の権限に属する事務の一部を県民局長に委任することを契機として、届出の受理、許可等の事務を県民局長又は市町において処理することとした場合における書類の提出先及び提出部数について所要の整備を行うこととした。
- 2 薬事法の一部改正等に伴い、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされる者が、医薬品の一般販売業者から医薬品の卸売販売業者に改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

# ●兵庫県立児童福祉施設管理規則及び兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する等の規則(規則第34号)

- 1 兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等により、県立の知的障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場及び救護施設を社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に移譲し、県立施設として廃止することに伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。
- 2 医療法施行令及び医療法施行規則の一部改正により、広告可能な診療科目が見直されたこと等に伴い、患者がその症状に応じた適切な病院を選択できるよう、リハビリテーション中央病院及びリハビリテーション 西播磨病院の診療科目について所要の整備を行うこととした。

# ●老人福祉規則の一部を改正する規則 (規則第35号)

老人福祉法の一部改正により、有料老人ホームの事業を廃止し、又は休止しようとする者は、廃止又は休止の日の1月前までにその旨を知事に届け出なければならないとされること等に伴い、当該届出の様式を定める等所要の整備を行うこととした。

# ●財務規則の一部を改正する規則 (規則第36号)

1 兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正に伴い、新たに徴収することとする県立学校における証明手数料の収納方法について、所要の整備を行うこととした。

- 2 県の所有する普通財産又は物品をインターネットを活用した電子入札により売り払うに当たり、入札保証 金の率等について、所要の整備を行うこととした。
- 3 行政組織規則の一部改正に伴い、部局及びかいの出納員に充てられる職等について、所要の整備を行うこととした。
- 4 地方法人特別税等に関する暫定措置法の制定に伴い、地方法人特別税を歳入歳出外現金として保管するため、所要の整備を行うこととした。

規則

統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 兵庫県規則第28号

# 統計調査条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、統計調査条例(平成20年兵庫県条例第49号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(県基幹統計調査であること等の明示)

第3条 知事は、県基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める者に対し、当該調査が県基幹統計調査に該当する旨並びに当該調査について条例第4条及び第6条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

(統計調査員証)

- 第4条 知事は、統計調査員に対し、その身分を示す統計調査員証(様式第1号)を交付するものとする。
- 2 統計調査員は、県基幹統計調査に関する事務に従事するときは、統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(立入検査をする職員の身分証明書)

第5条 条例第6条第2項の証明書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者等)

- 第6条 条例第10条第1号に規定する規則で定める者は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第2項に規定する独立行政法人等及び統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)第8条に規定する者とする。
- 2 条例第10条第2号に規定する規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。
  - (1) 行政機関、他の地方公共団体又は前項に規定する者(次号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
  - (2) その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募により補助する調査研究に係る統計の作成等
  - ③ 知事の政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると知事が認める統計の作成等その他特別な事由が あると知事が認める統計の作成等

(委託による統計の作成等を行うことができる場合)

- 第7条 条例第11条の学術研究の発展に資すると認める場合とは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合と する。
  - (1) 統計成果物 (委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。以下同じ。) を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
  - (2) 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 2 条例第11条に規定する規則で定める場合は、高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合とする。
  - (1) 統計成果物を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
  - (2) 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

(委託による統計の作成等に係る手続等)

- 第8条 条例第11条の規定により知事に統計の作成等を委託しようとする者(以下「委託申出者」という。) は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「委託申出書」という。)に、知事が当該統計の作成等に係る事 務処理のために必要と認める資料を添付して、知事に提出することにより、委託の申出をするものとする。
  - (1) 委託申出者(委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「法人等」という。)であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所
  - (2) 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
  - (3) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
  - (4) 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定する ために必要な事項
  - (5) 委託に係る統計の作成等の内容
  - (6) 統計成果物の利用目的
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、前条第1項又は第2項に規定する要件に該当することを確認するために必要な事項その他知事が必要と認める事項
- 2 委託申出者は、前項に規定する申出を行うときは、知事に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
  - (1) 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者 (委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日 及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人 登録証明書、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードそ の他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、これらの者が本人であることを確 認するに足りるもの(以下「運転免許証等」という。)
  - (2) 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(以下「登記事項証明書等」という。)
  - (3) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
- 3 知事は、第1項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。
- 第9条 知事は、前条第1項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当であると 認めるときは、委託申出者に対し、その旨及び当該申出に係る統計の作成等に要する手数料の額その他当該 申出に係る統計の作成等に関する事項を通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、その 旨を記載した委託依頼書に知事が当該統計の作成等に係る契約を締結するために必要と認める書類を添付し て、知事に提出しなければならない。
- 3 前項の委託依頼書を提出した委託申出者は、知事が指定する納付期限までに手数料を納付しなければならない。
- 第10条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第8条第1項第6号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、知事の同意を得たときは、この限りでない。
- 3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表しなければならない。

(統計成果物を利用した実績の公表)

第11条 知事は、前条第1項の規定に基づき提出された報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他 の適切な方法により公表することができる。

(匿名データの提供をすることができる場合)

第12条 条例第12条第3項の学術研究に資すると認める場合とは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合とする。

- (1) 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
- (2) 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 2 条例第12条第3項に規定する規則で定める場合は、高等教育の発展に資すると認められる場合であって、 次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合とする。
  - (1) 匿名データを学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
  - (2) 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。
    - (匿名データの提供に係る手続等)
- 第13条 条例第12条第3項の規定により知事に匿名データの提供を依頼しようとする者(以下「提供依頼申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「提供依頼申出書」という。)に、知事が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、知事に提出することにより、提供の依頼の申出をするものとする。
  - (1) 提供依頼申出者(提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所
  - (2) 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
  - ③ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
  - (4) 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
  - ⑤ 匿名データの使用場所及び管理方法
  - (6) 匿名データの利用目的
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、前条第1項又は第2項に規定する要件に該当することを確認するために必要な事項その他知事が必要と認める事項
- 2 提供依頼申出者は、前項に規定する申出を行うときは、知事に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
  - (1) 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料(以下「提供依頼申出書等」という。)に記載されている提供依頼申出者(提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び提供依頼申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等
  - (2) 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書等
  - (3) 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
- 3 知事は、第1項の規定により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の 記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の 訂正を求めることができる。
- 第14条 知事は、前条第1項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当であると 認めるときは、提供依頼申出者に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。
  - (1) 当該申出に係る匿名データの提供に要する手数料の額
  - ② 次に掲げる当該申出に応じるための条件
    - ア 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
    - イ 匿名データを適正に管理するために必要な措置を講じることその他知事が定める匿名データの取扱い に関する事項を遵守すること。
  - ③ 前2号に掲げるもののほか、当該匿名データの提供に関する事項
- 2 前項の規定による通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、その旨を記載した匿名データ提供依頼書に前項第2号に掲げる条件を遵守する旨記載した誓約書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 前項の匿名データ提供依頼書を提出した提供依頼申出者は、知事が指定する納付期限までに手数料を納付 しなければならない。
- 第15条 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の匿名データを利用した実績に関する報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名 データを用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表しなければならない。

(匿名データを利用した実績の公表)

第16条 知事は、前条第1項の規定に基づき提出された報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他 の適切な方法により公表することができる。

(手数料の額)

第17条 条例第13条第1号アに規定する規則で定める額は、5,100円とする。

- 2 条例第13条第1号イに規定する規則で定める額は、統計成果物の提供に関する次の各号に掲げる方法の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 用紙に出力したものの交付 用紙1枚につき10円
  - ② フロッピーディスクに複写したものの交付 1枚につき30円
  - ③ 光ディスクに複写したものの交付 1枚につき60円
  - (4) 光磁気ディスクに複写したものの交付 1枚につき290円
  - (5) 統計成果物の送付 当該送付に要する費用
- 3 条例第13条第2号アに規定する規則で定める額は、1,600円とする。
- 4 条例第13条第2号イに規定する規則で定める額は、7,400円とする。
- 5 条例第13条第2号ウに規定する規則で定める額は、匿名データの提供に関する次の各号に掲げる方法の区 分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 用紙に出力したものの交付 用紙1枚につき10円
  - (2) フロッピーディスクに複写したものの交付 1枚につき30円
  - ③ 光ディスクに複写したものの交付 1枚につき60円
  - (4) 光磁気ディスクに複写したものの交付 1枚につき290円
  - ⑤ 統計成果物の送付 当該送付に要する費用 附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表面)

第

統計調査員証

写 真 縦4センチメート ル、横3センチメー トルのもの

調査名 氏 名 生年月日

上記の者は、上記の統計調査に従事する統計調査員であることを証明する。

任命期間 年 月 日から

> 年 月 目まで

年 月 日

兵庫県知事

印

(裏面)

# 統計調査条例 (抜粋)

(報告義務)

- 第4条 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報 告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有す る者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する 義務を負う。

(統計調査員)

第5条 知事等は、県基幹統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

- 2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、県基幹統計調査に関する事務に従事する。
- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第4条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

A 7

### 様式第2号(第5条関係)

(表面)

第

묽

写 真 縦 4 センチメート

ル、横3センチメー

調査名

トルのもの

職氏名 生年月日

上記の者は、統計調査条例第6条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証 明する。

身分証明書

有効期限 年 月 日

年 月 日

兵庫県知事

印

(裏面)

### 統計調査条例(抜粋)

(立入検査等)

- 第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基 幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他 の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ ることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関 係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定に よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若 しくは虚偽の答弁をした者

A 7

^^^^^

青少年愛護条例施行規則及び兵庫県青少年愛護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県規則第29号

#### 青少年愛護条例施行規則及び兵庫県青少年愛護審議会規則の一部を改正する規則

(青少年愛護条例施行規則の一部改正)

第1条 青少年愛護条例施行規則(昭和38年兵庫県規則第23号)の一部を次のように改正する。 第9条の2の次に次の3条を加える。

(出会い喫茶等営業の届出)

- 第9条の3 条例第17条第1項の規定による届出は、出会い喫茶等営業開始届(様式第7号)により行わなければならない。
- 2 前項の届出書には同項の届出をしようとする者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書)を添付しなければならない。
- 3 条例第17条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 広告又は宣伝の方法
  - (2) 青少年を業務に従事させることの有無
  - ③ 出会い喫茶等営業所の責任者の氏名及び住所
  - (4) 営業開始年月日
  - (5) 従業者数
- 4 条例第17条第2項の規定による届出は、出会い喫茶等営業の廃止に係るものにあつては出会い喫茶等営業廃止届(様式第8号)、出会い喫茶等営業開始届に記載した事項の変更に係るものにあつては出会い喫茶等営業開始届出事項変更届(様式第9号)により行わなければならない。
- 5 第2項の規定は、第1項の届出をした者の氏名又は住所の変更に係る前項の届出を行う場合について準 用する。

(出会い喫茶等営業所における掲示)

第9条の4 条例第19条第2項の規定による掲示は、様式第10号によるものとする。

(出会い喫茶等営業所の従業者名簿)

- 第9条の5 条例第19条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 性別
  - ② 従業者となり、又は従業者でなくなつた年月日
  - ③ 従事し、又は従事していた業務の内容
  - 第11条中「様式第7号」を「様式第12号」に改め、同条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。 (端末設備を公衆の利用に供する事業者が講ずべき措置の方法)
- 第11条 条例第24条の3第1項に規定する規則で定める方法は、次のとおりとする。
  - (1) 端末設備の利用者の年齢を確認すること。ただし、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより、すべての端末設備について、有害情報の閲覧を制限する措置を講ずる場合は、この限りでない。
  - (2) 青少年の利用に供する端末設備には、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより有害情報の閲覧を制限する措置を講ずること。
  - ③ 端末設備を公衆の利用に供する営業又は事業の場所ごとに責任者を置くこと。

(フィルタリング・サービスを利用しない正当な理由)

- 第12条 条例第24条の4第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。
  - (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
  - (2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかつている場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
  - (3) 保護者が、電気通信事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにするこ

と。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が告示により指定する理由
- 2 知事は、前項第4号の規定による指定をしようとするときは、青少年愛護審議会(以下「審議会」とい う。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで同項の指定をしたときは、次の審議会に 報告しなければならない。

(フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出書)

第13条 条例第24条の4第2項の書面は、様式第11号によるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が説明すべき事項)

- 第14条 条例第24条の4第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報に接する機会が生ず ること。
  - (2) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していること。
  - ③ 当該電気通信事業者が提供するフィルタリング・サービスの内容
  - (4) 保護者がフィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第24条の4第1項に 規定する正当な理由が必要であること。
- 2 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、前項第1号及び第2号に 掲げる事項に関する情報を提供するよう努めるものとする。

様式第7号中「第11条」を「第15条」に改め、同様式表面の部中「第28条に規定する」を「第28条第1項 の規定により、同項第 号から第 号までに規定する場所の」に改め、同様式裏面の部中「(6) 第15条の2

「(6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所

第1項に規定する遊技営業等の場所」を

- (7) 第17条第1項の規定による届出のあつた出会い喫茶等営業所
- (8) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
- (9) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者

に、「(2) 第28条」を「(6) 第28条」に改め、同様式を様式第12号とし、様式第6

の営業又は事業の場所」 号の2の次に次の5様式を加える。

			136					等 営					年	月	
兵庫	<b></b> 事果知事		様				届出者	亡 住所	法人	にあつ	ては、	主た	る事務所	折の所	在地
								氏名	(法人						
													) -		
名					称										
所		在			地										
	営		業		日										
営	営	業	Ħ	<b>寺</b>	間										
業の	営業に	使用	する質	電話番	号				電話	(	)		_		
内容	異性		介方:	法 及	び										
広 告	又は	宣	伝の	)方	法	2 3	広告物 新聞・ インター 割湯、ビジ その他 広告又は	雑 誌 ネット 5等の頒布	(広告( (UR) (場所 (	の頻度 L:	:				
青少年 有無	を業務に	.従	事させ	ること	<b>:</b> の	7	有(業務内	]容:						) •	無
<b>*</b>	Н	+y.	住		所										
責	任	者	氏		名										
営業	美 開	始	年	月	日							年	月	目	
従	業		者		数							人			

(裏面)

出会り	<b>、</b> 喫茶等営業	(京所付近の見	取図			
ШД	/帕·茶·茨·洪·					
出会 (	<b>、</b> 喫茶等営業	例子面凶				
備		考				
*	届 出	番号				
確認欄	所在地に作画法第8条 号に規定す	係る都市計 第1項第1 る用途地域		地域	条例第12条の5第3 項各号に掲げる施設 のうち最も近いもの との距離	対象施設名 距離 (メートル)

- 備考 1 所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。
  - 2 広告又は宣伝の方法の欄は、該当する番号に○を付し、方法を具体的に記入してください。
  - 3 出会い喫茶等営業所付近の見取図の欄には、周囲200メートル以内の区域の略図を記入してください。
  - 4 ※のある欄は、記入しないでください。
  - 5 次の書類を添付してください。
    - (1) 個人にあつては、住民票の写し
    - (2) 外国人にあつては、外国人登録証明書の写し
    - ③ 法人にあつては、登記事項証明書

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)       電話( ) ー 番       営業開始届出年月日       年月       名     称       所在地	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)       営業開始届出年月日     年月日       名 称       所在 地       営業廃止年月日     年月日       官職は、(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)       京職は、(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)       でおいます。       営業廃止年月日       年月日       「おいます」       営業廃止年月日       日本月日       日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本		兵庫	具知	事		様										牛		月	H
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)   一										届出者	住所	(法人	、にあっ	っては、	、主だ				
電話.(	電話( ) - 番   年 月 日   年 月 日   年 月 日   年 月 日   日   日   日   日   日   日   日   日   日											氏名					か及て	ド代表	者の氏	名)
名 称	名 称 所 在 地 営 業 廃 止 年 月 日 年 月 日										I									
所 在 地	所 在 地	営	業	開	始	届	出	年	月	日								年	月	F
営業廃止年月日 年月	営業廃止年月日 年月日	名								称										
		所				在				地										
備	備	営	業		廃	止	年	ì	月	日								年	月	E
備    考	備考																			
備考	備考																			
VIII F		/供								<b>≠</b>										
		加用								4										

			. ,	茶等営	X 1/11 //1	/ш ш -	r	<b>Д</b>	年	月
兵庫	<b></b> 事果知事	様		届出	者 住所	(法人に	あつてに	は、主たる	事務所	の所在地
					氏名	(法人に		は、名称及		
								)		
営業	開始届	出年月	日				年	月	日	
事			項	変	更	前		変	更	後
	は、主	法人にあったる事務所								
届出	氏名(	法人にあっ 称及び代表								
名			称							
営	営	業	F							
業	営業	時	間							
の	営業に使用	する電話番	号							
内容	異性紹介利用料金	个方 法 及	び							
広 告	又は宣	伝の方	法							
青少年 有無	を業務に従事	すさせること	<b>:</b> の							
責	任 者 🗕	住	所							
只		氏	名							

(裏面)

事 項		変	Š	更	前	変	更	後		
出										
会										
V										
喫										
茶										
等										
営										
業										
所										
の										
平										
面										
図										
変	更	年	月	F				年	月	日
備				考						

- 備考 1 所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。
  - 2 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を記入してください。
  - 3 届出者の氏名又は住所に変更があつた場合には、変更後の内容が記載された次の書類を添付してください。
    - (1) 個人にあつては、住民票の写し
    - (2) 外国人にあつては、外国人登録証明書の写し
    - ③ 法人にあつては、登記事項証明書

様式第10号(第9条の4関係)

当店は、青少年愛護条例により青少年を立ち入らせてはならない場所に該当しますので、18歳未満の青少年の方の立入りは、堅くお断りいたします。

備考 この寸法は、おおむね縦28センチメートル、横40センチメートルとする。 様式第11号(第13条関係)

フィルタリング・サービスを利用しない旨 <i>の</i>	ク甲出書	旨の申出書	ない旨の「	し	を利用	サービス	•	ング	IJ	ィルタ	フ
------------------------------	------	-------	-------	---	-----	------	---	----	----	-----	---

年		
111-	Н	E
	/ 3	

様

申出者	住	所 <u></u>
	氏	名

電話( ) 一番

私は、青少年愛護条例第24条の4第2項の規定により、下記の理由があるのでフィルタリング・サービスを利用しない旨を申し出ます。

記

理由

(兵庫県青少年愛護審議会規則の一部改正)

- 第2条 兵庫県青少年愛護審議会規則(昭和38年兵庫県規則第24号)の一部を次のように改正する。
  - 第2条第2項中第15号を第21号とし、第14号を第15号とし、同号の次に次の5号を加える。
  - (16) 条例第24条の3第1項の規定による規則の制定に関すること。
  - (17) 条例第24条の3第2項の規定による勧告に関すること。
  - (8) 条例第24条の4第1項から第3項までの規定による規則の制定に関すること。
  - (B) 青少年愛護条例施行規則(昭和38年兵庫県規則第23号)第15条第1項第4号の規定による指定に関すること。
  - ② 条例第24条の4第6項の規定による勧告に関すること。
  - 第2条第2項第13号の次に次の1号を加える。
  - △ 条例第19条の2第1項又は第2項の規定による命令に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、第1条中青少年愛護条例施行規則第11条の改正規定、同条を同規則第15条とし、同規則第10条の次に4条を加える改正規定、同規則様式第7号の改正規定(「第11条」を「第15条」に改める部分に限る。)及び同規則様式第6号の次に5様式を加える改正規定(様式第11号に係る部分に限る。)並びに第2条中兵庫県青少年愛護審議会規則第2条第2項の改正規定(同項第15号の次に5号を加える部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。

^^^^^^

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

職員の勤務時間に関する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 兵庫県規則第30号

#### 職員の勤務時間に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の事務部局(労働委員会の事務部局を含む。)に常時勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の勤務時間に関して定めるものとする。

(勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分まで又は午前9時から午後5時45分までとする。
- 2 午後0時から午後1時までは、休憩時間とする。

(勤務時間に関する特例)

第3条 公務その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず、知事の承認を受けて所属長が勤務時間に関して別に定めることができる。

^^^^^

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第31号

# 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

緑環境景観マネジメント研究科 緑環境景観マネジメント専攻 専門職学位課程

第4条第1項中「又は学科目」を「、学科目又は部門」に改める。

第8条第1項中第24号を第28号とし、同号の前に次の1号を加える。

図 緑環境景観マネジメント研究科の教授で当該組織から選出される1人のもの

第8条第1項中第23号を第26号とし、第10号から第22号までを3号ずつ繰り下げ、第9号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (11) 教育開発センター長
- (12) 教育開発センター副センター長

第8条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 緑環境景観マネジメント研究科長

第9条第1項中「及び情報科学研究科」を「、応用情報科学研究科及び緑環境景観マネジメント研究科」に 改める。

別表1の部環境人間学部の款を次のように改める。

環境人間学部	環境人間学科	(1年次入学に係るもの)	(1年次入学に係るもの)
		200	800
		(3年次編入学に係るもの)	(3年次編入学に係るもの)
		5	10

別表 1 の部計の款中「1,267」を「1,272」に、「5,048」を「5,058」に改め、同表 2 の部応用情報研究科の款の次に次のように加える。

緑環境景観マネジメント	緑環境景観マネジメント	専門職学位課程	20	40	
研究科	専攻				

別表2の部計の款中「406」を「426」に、「888」を「928」に改める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 兵庫県規則第32号

#### 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則(昭和39年兵庫県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第7条中「規定する施設」の右に「のうち、同条の第4種地域に所在するもの」を加え、「当該施設のうち」を削る。

別表第1 1(10)ア中「1.3メートル」を「1.4メートル」に改める。

様式第1号(第3面)の部中「、第2号、第3号」を「・第2号・第3号・第4号」に改め、同様式添付書類

2中「期間」の右に「、同項第4号に該当するときはその内容」を加え、同様式添付書類中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 営業施設が景観の形成等に関する条例第27条の2の2に規定する届出を要するものである場合には、 当該営業施設が同条例第27条の2第1項に規定する特定建築物等景観基準に適合するものとして同条例 第4章の2に規定する手続を経たものであることを証する書類

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、様式第1号(第3面)の部及び添付書類2の改正規定は、公布の日から施行する。

麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年3月31日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県規則第33号

#### 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則

(麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部改正)

第1条 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則(昭和39年兵庫県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(書類の提出部数及び提出先)」に改め、同条中「を経由して2部」を「に2部」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、法第46条第1項の規定による届出に係る書類にあつては直接2部、法第50条の27の規定による届出に係る書類にあつては県民局長に3部(保健所を設置する市の区域内の麻薬等原料営業者に係るものは、直接2部)とする。

第17条に次の2項を加える。

- 2 前項の書類の受理に関する事務について、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例 (平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、市町が処理することとされた場合においては、当該書類の 提出先は、前項の規定にかかわらず、当該市町とする。
- 3 届出の受理、許可その他の知事の権限が県民局長に委任された場合には、当該県民局長は、第1項に規 定する提出部数を別に定めることができる。
- 第2条 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「医薬品一般販売業者」を「医薬品卸売販売業者」に改める。

(覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続を定める規則の一部改正)

第3条 覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続を定める規則(昭和39年兵庫県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(書類の提出部数及び提出先)」に改め、同条第1項中「を経由して4部」を「に4部」に、「直接3部」を「知事に3部」に改め、同条第2項中「を経由して2部」を「に2部」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 前2項の書類の受理に関する事務について、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、市町が処理することとされた場合においては、当該書類の提出先は、前2項の規定にかかわらず、当該市町とする。
- 4 届出の受理、許可その他の知事の権限が県民局長に委任された場合には、当該県民局長は、第1項及び 第2項に規定する提出部数を別に定めることができる。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

第4条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表16の項1中「医薬品一般販売業者」を「医薬品卸売販売業者」に改める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年6月1日から施行する。

^^^^^

兵庫県立児童福祉施設管理規則及び兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する等の規 則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県規則第34号

# 兵庫県立児童福祉施設管理規則及び兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正 する等の規則

(兵庫県立児童福祉施設管理規則の一部改正)

第1条 兵庫県立児童福祉施設管理規則(昭和39年兵庫県規則第47号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第4条中「長は、」の右に「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置(以下「入所の措置」という。)により」を加え、同条第1号中「法第27条第1項第3号の規定による」を「入所の」に改める。

第6条を削り、第7条中「条例第7条の2及び」を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。 別記様式を削る。

(兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則(昭和44年兵庫県規則第70号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 リハビリテーションセンター(第2条―第7条の8)

第3章 救護施設 (第8条・第9条)

第4章 研修施設(第10条—第12条)

第5章 雑則 (第13条--第17条)

を

「第2章 リハビリテーションセンター (第2条 第9条)

第3章 研修施設(第10条—第12条)

第4章 雑則 (第13条—第17条)

に改める。

第2条の表1の項及び2の項を削り、同表3の項中「業務の欄3」を「業務の欄1」に改め、同項を同表1の項とし、同表4の項中「業務の欄4」を「業務の欄2」に改め、同項を同表2の項とし、同表5の項中「業務の欄5」を「業務の欄3」に改め、同項を同表3の項とし、同表中6の項を4の項とし、7の項を5の項とする。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とする。

第6条の表を次のように改める。

病院名	診療科目
リハビリテーション中	内科 循環器内科 神経内科 整形外科 リウマチ科 小児科 神経小児科
央病院	泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科
リハビリテーション西	内科 循環器内科 神経内科 整形外科 精神科 リウマチ科 泌尿器科
播磨病院	眼科 リハビリテーション科 歯科

第6条を第4条とし、第7条を第5条とし、第7条の2第7号中「第7条の6第1項」を「第7条の4第 1項」に改め、同条を第6条とする。

第7条の3を第7条とし、第7条の4から第7条の6までを2条ずつ繰り上げる。

第3章を削り、第2章中第7条の8を第9条とする。

第7条の7第2項中「第7条の5第1項本文」を「第7条の3第1項本文」に改め、同条を第8条とする。 第4章を第3章とする。

第14条第2項中「、身体障害者更正施設、身体障害者授産施設」を削り、「様式第6号」を「様式第3号」 に、「様式第7号)、救護施設については兵庫県立総合リハビリテーションセンター救護施設使用料免除申請 書(様式第8号)」を「様式第4号)」に改める。

第14条の2第2項中「様式第9号」を「様式第5号」に改める。

第5章を第4章とする。

附則第5項中「第2条の表4の項」を「第2条の表2の項」に改める。

様式第1号中「第7条の3」を「第7条」に改める。

様式第2号中「第7条の7」を「第8条」に改める。

様式第3号から様式第5号までを削り、様式第6号を様式第3号とし、様式第7号を様式第4号とし、様式第8号を削り、様式第9号を様式第5号とする。

(兵庫県立知的障害者援護施設管理規則等の廃止)

#### 第3条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 兵庫県立知的障害者援護施設管理規則(昭和37年兵庫県規則第45号)
- ② 兵庫県立身体障害者福祉工場運営規則(昭和49年兵庫県規則第85号)
- ③ 兵庫県立身体障害者授産施設小野起生園管理規則(昭和55年兵庫県規則第43号) 附 則
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。

老人福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 兵庫県規則第35号

# 老人福祉規則の一部を改正する規則

老人福祉規則(昭和39年兵庫県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

第13条中「様式第20号」を「様式第18号」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「様式第21号」を「様式第19号」に改め、同条を第13条とする。

第15条から第18条までを削る。

第19条の見出しを「(有料老人ホーム設置届等)」に改め、同条第1項中「様式第26号」を「様式第20号」に 改め、同条第2項中「様式第27号」を「様式第21号」に改め、「又は様式第28号の有料老人ホーム廃止(休止) 届」を削り、同条に次の1項を加える。

3 法第29条第3項の規定による届出は、様式第22号の有料老人ホーム廃止(休止届)によらなければならない。

第19条を第14条とする。

様式第18号及び様式第19号を削る。

様式第20号中「第13条」を「第12条」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第21号中「第14条」を「第13条」に改め、同様式の注中「取扱つた」を「取り扱つた」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第22号から様式第25号までを削る。

様式第26号中「第19条」を「第14条」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第27号中「第19条」を「第14条」に改め、同様式を様式第21号とし、同様式の次に次の1様式を加える。 様式第22号(第14条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

兵庫県知事 様

設置者

氏名 ①

### 有料老人ホーム廃止 (休止) 届

年 月 日第 号により届け出た有料老人ホームの事業を下記のとおり廃止(休止)したいので、老人福祉法第29条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止(休止)しようとする年月日
- 2 廃止(休止)の理由
- 3 現に入居している者に対する措置
- 4 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間 様式第28号を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規 則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表26の項中「、第12条又は第13条」を「又は第12条」に改める。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第36号

# 財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3条第1項第2号に掲げる部局の」を「第3条第1項の規定により部局における予算の執行事務を所掌する」に改める。

第38条第2項第3号中「及び入学料」を「、入学料及び証明手数料」に改める。

第84条第1項中「普通財産」の右に「又は物品」を加え、同条第2項第7号中「銀行等」の右に「又はインターネットを利用して電子入札による普通財産又は物品の売払いを行うシステムを管理する事業者」を加え、同条第5項中「銀行等の」を削る。

別表第1の1の部中「健康福祉部企画少子局総務課」を「健康生活部社会福祉局総務課」に、「産業労働部産業政策局産業政策課」を「産業労働部政策労働局総務課」に改め、同表2の部中「経理課長(」を「財務課長(」に、「経理第1課長及び経理第2課長」を「財務第1課長及び財務第2課長」に、「県立健康環境科学研究センター」を「県立健康生活科学研究所」に、

家畜保健衛生所

総務課長(総務課長の職制のないかいにあつては、

六甲治山事務所

管理課長

安全対策課長)

但馬高原林道建設事務所

管理課長

を

に改める。

別表第5歳入歳出外現金の款一時保管金の項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「差し押えに」を「差押えに」に改め、同款徴収金の項社会保険料の目の次に次のように加える。

地方法人特別税

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項及び別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。

訓令

### 兵庫県訓令第4号

本 庁

地方機関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

# 職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(勤務時間)

第19条 職員の勤務時間については、職員の勤務時間に関する規則(平成21年兵庫県規則第30号)の定めると ころによる。

第22条第1項中「特別休暇」の右に「、育児休暇」を加える。

第28条第1項中「服務、勤務時間等」を「服務等」に改める。

様式第8号中「特別休暇」の右に「、育児休暇」を加える。

附則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

# 監 査 委 員 訓 令

# 兵庫県監査委員訓令第1号

事 務 局

兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成21年3月31日

兵庫県代表監査委員 北 林 泰

# 兵庫県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県監査委員事務局処務規程(平成9年兵庫県監査委員訓令第2号)の一部を次のように改正する。 第5条第6号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

^^^^^

附則

この訓令は、平成21年5月21日から施行する。

#### 兵庫県監査委員訓令第2号

事 務 局

兵庫県監査委員事務局職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

兵庫県代表監査委員 北 林 泰

# 兵庫県監査委員事務局職員の勤務時間に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、監査委員事務局に常時勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の勤務時間 に関して定めるものとする。

(勤務時間)

- 第2条 職員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分まで又は午前9時から午後5時45分までとする。
- 2 午後0時から午後1時までは、休憩時間とする。

(勤務時間に関する特例)

第3条 公務その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず、代表監査委員の承認を受けて所属長が勤務時間に関して別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。